

ニセコ町環境審議会設置条例（平成13年条例第15号） 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○ニセコ町環境審議会設置条例</p> <p style="text-align: right;">平成13年3月21日 条例第15号</p> <p>（設置） 第1条 環境の保全について審議するため、ニセコ町環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>（審議事項） 第2条 審議会は、町長の諮問に応じ環境の保全に関する基本的事項を調査審議する。</p> <p>（組織） 第3条 審議会は、委員10人で組織する。 2 委員は、次に掲げる各号の中から町長が委嘱する。 （1）環境全般に識見を有する者 5人 （2）一般公募に応じた者 5人 3 前項第2号の一般公募に応じた者が定数に満たなかった場合は、男女及び年齢構成を勘案し、町長の指名する者をもって不足定数を補うものとする。 4 委員の任期は、2年とし、<u>補欠委員の任期は</u>前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>（会長及び副会長） 第4条 審議会に会長及び副会長を置く。 2 会長及び副会長は、委員が互選する。 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>（会議） 第5条 審議会の会議は、会長が招集する。</p>	<p>○ニセコ町環境審議会設置条例</p> <p style="text-align: right;">平成13年3月21日 条例第15号</p> <p>（設置） 第1条 環境の保全について審議するため、ニセコ町環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>（審議事項） 第2条 審議会は、町長の諮問に応じ環境の保全に関する基本的事項を調査審議する。</p> <p>（組織） 第3条 審議会は、委員<u>8人以上12人以内</u>で組織する。 2 委員は、次に掲げる各号の中から町長が委嘱する。 （1）環境全般に識見を有する者 <u>4人以上6人以内</u> （2）一般公募に応じた者 <u>4人以上6人以内</u> 3 前項第2号の一般公募に応じた者が定数に満たなかった場合は、男女及び年齢構成を勘案し、町長の指名する者をもって不足定数を補うものとする。 4 委員の任期は、2年とし、<u>任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、</u>前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>（会長及び副会長） 第4条 審議会に会長及び副会長を置く。 2 会長及び副会長は、委員が互選する。 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>（会議） 第5条 審議会の会議は、会長が招集する。</p>

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、町民生活課で処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年6月20日条例第15号抄)

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、審議会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴することができる。

(専門委員)

第6条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第7条 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、委員及び専門委員のうちから会長が指名する者をもって構成する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の会務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 第5条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画環境課で処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年6月20日条例第15号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年7月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年7月1日から施行する。

附 則(令和2年 月 日条例第 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。